

令和6年度埼玉県児童相談所第三者評価事業業務委託企画提案募集実施要領

1 趣旨

本事業は、児童相談所業務について第三者による評価を行うことにより、その業務の質の向上を図るため実施するものです。

委託部分については、十分な専門性と高度な企画力、豊富な経験を有した人材の確保を必要とすることから、民間事業者を対象に、企画提案による公募を実施するものです。

2 業務委託の内容に関する事項

(1) 業務名

埼玉県児童相談所第三者評価事業

(2) 業務内容

別紙『令和6年度 埼玉県児童相談所第三者評価事業業務委託仕様書』のとおり。

(3) 契約期間

令和7年10月7日（予定）から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

922,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

- ・ 委託上限額は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査委員会での審査及び契約締結が可能となります。
- ・ 見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行いません。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする場合があります。

3 応募資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(5) 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 本業務の公告日から落札決定の期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱

(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。

4 手続等に関する事項

(1) 企画提案書の受付

ア 提出期限 令和6年9月19日(木)午後5時まで

イ 提出場所 4(3)のとおり

ウ 提出書類

- ・ 団体概要調書(様式1)
- ・ 業務受託実績調書(様式2)
- ・ 企画提案書(表紙)
- ・ 事業の実施体制(様式3)
- ・ 事業実施にあたっての提案(様式4)
- ・ 事業実施スケジュール(様式5)
- ・ 予算見積調書(任意様式)

※ 見積額には消費税及び地方消費税の額を明示すること。

エ 提出部数 4部(正本1部、副本3部)

オ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)

(2) 質問の受付及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次の要領により質問を受け付けます。なお、受付期限を過ぎた質問並びに指定する書式及び方式によらない質問は、一切受け付けません。

ア 質問受付期間

令和6年9月13日(金)午後5時まで

イ 質問方法

「質問書」【様式6】を添付した電子メールを下記問い合わせ先アドレスに送信する。

なお、メールの件名は「【法人名】埼玉県児童相談所第三者評価事業業務委託」とすること。また、質問は1問1枚とし、到達の确实を期するため、電話により着信の確認を行うこと。

ウ 質問に関する回答

令和6年9月17日(火)までに、電子メールで回答するとともに、埼玉県ホームページに質問及び回答を掲載します。

(3) 担当(問い合わせ先・提出場所)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県福祉部こども安全課児童虐待対策担当

(電 話) 048-830-3335

(FAX) 048-830-4787

(E-mail) a3340-01@pref.saitama.lg.jp

5 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 選考方法

ア 審査手順

提出期限までに必要書類の提出があった者の中から、審査基準により評価を行い、県において選定します。なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する場合があります。

イ 審査基準

以下の審査基準により総合的に評価し選定します。

審査項目	審査基準
業務の実施方針・実施計画	・ 事業目的の理解度 ・ 実施方針の明確性 ・ 実施手法の的確性 ・ スケジュールの妥当性
業務遂行能力	・ 実施体制及び評価に関する手法 ・ 提案者の評価実績
所要経費	・ 見積・積算の妥当性

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和6年9月26日(木)(予定)

ZOOMを利用したオンラインによる実施。時間については後日企画提案参加者に通知します。

イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分間

審査委員からの質疑 15分間

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書により行い、提出されていない資料は使用できない。

(イ) プレゼンテーションの説明者は1名とする。

(ウ) 出席者は1者につき2名以内までとする。接続アカウントは1つのみ認める。

(エ) 企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に対して令和6年10月1日頃までにメールで通知します。

6 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがあります。

- (1) 3（応募資格に関する事項）の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 企画提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (5) 企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (6) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

7 その他

- (1) 本企画提案による公募への参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により周知を図ります。
- (2) 提出された企画提案書は返却しません。
- (3) 本企画提案による公募に係る書類の作成及び提出に係る費用並びに審査会への参加費用は全て参加者の負担とします。
- (4) 企画提案書は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しません。なお、企画提案書は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 選定後、本企画提案による公募に参加した事業者を公開する場合があります。
ただし、提案内容及び審査内容については公開しません。
- (6) なお、上記に伴い、企画提案参加者又は受託予定者に損害が生じた場合であっても、本県はその損害について一切の負担を行いません。